

4/1(木)から区内全域で

練馬区歩行喫煙等の
防止に関する条例を施行

歩きタバコとタバコのポイ捨て は禁止になります

歩きタバコは、すれ違う人の衣服を焦がしたり、やけどを負わせたりする恐れがあります。特に子どもにとっては、大人のタバコを持つ手が顔の高さに位置することもあり、大変危険です。また、タバコのポイ捨てはまちの美観を大きく損ねます。

区は、4月1日(木)に区民の皆さまの安全やまちの美化を守るため「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行し、区内全域での歩きタバコとタバコのポイ捨てを禁止します。

一方、駅周辺に喫煙所を設置し、タバコを吸う人も吸わない人も快適に暮らせる社会の実現を目指します。

▷問合せ まち美化推進係 ☎5984-4709



条例では... 区内全域で歩きタバコとタバコのポイ捨てを禁止します

4月1日(木)から、区内全域の公共の場所(道路・公園など)で歩きタバコとタバコのポイ捨てを禁止します。また、自転車やバイクを運転している際の喫煙についても禁止となります。

〈そのほかの主な内容〉

●タバコを吸う人への配慮を行います

すでに練馬駅に設置している喫煙所に加えて、4月以降に大泉学園駅など4つの駅



に喫煙所を設置する予定です。

今後、順次区内各駅周辺に喫煙所を設置します。

●今後「喫煙等禁止地区」を指定します

区は、今後さらに喫煙マナーの向上を図る啓発活動を、人通りの多い駅周辺などの地域を中心に実施します。しかし、それでも歩きタバコやタバコのポイ捨てが改善されない場合は、その地域を「喫煙等禁止地区」に指定します。「喫煙等禁止地区」内では、立ち止まっただけの喫煙も禁止となり、違反者に対しては罰則を適用します。なお、罰則は、「喫煙等禁止地区」の指定後、十分な周知期間を設けた上で適用します。

喫煙マナー向上のための 啓発活動を実施しています

区は、昨年12月から区内各駅周辺などで、マナーアップ指導員が歩きタバコやタバコのポイ捨てを注意する、喫煙マナー向上のための啓発活動を実施しています。

また、3月19日(金)まで区内各駅で「歩行喫煙等防止キャンペーン」を実施します。キャンペーンでは、地元の町会・自治会・商店会などの方と共に、条例を解説したパンフレットや携帯灰皿などを配布することで、条例の周知や、喫煙マナーの向上を図ります。

